

## 監査報告

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の平成 27 事業年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）の業務、業務報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査室、研究企画調整部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、研究所の重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務及び財産の状況並びに主務大臣に提出する書類等を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成 11 年法律第 181 号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、平成 27 事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、研究所の平成 27 事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

### II 監査の結果

- 1 研究所の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- 5 事業報告書は、法令に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。

### III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、監事による監査が必要とされている事項については、指摘すべき重大な事項は認められない。


### IV その他

研究所は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」（平成27年法律第17号。以下「法律」という。）により、法律施行時（平成28年4月1日）に解散した上で、その組織及び業務を独立行政法人労働者健康福祉機構に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構と改めている。

平成28年6月27日

独立行政法人労働者健康安全機構

監事

黒須篤夫 

監事（非常勤）

藤川裕子 